

聖学院大学学則（抜粋）

第1章 設立及び目的

第1条 聖学院大学（以下「本学」という。）の法的設置者は、「基督教会」（ディサイプルス派）の伝統のもとに設立された学校法人聖学院である。

第2条 本学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づき、自由と敬虔の学風によって真理を探究し、豊かな教養と深い専門の学術を教授し、精神（霊）的、知的、実践的に成熟した全体的な人間形成に努め、民主的社会人としての良識と国際化した現代社会に対する見識とをもった有為の人間を育成し、文化の発展と人類世界の福祉及び平和に寄与することを目的とする。

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に示す本学の目的及び社会的使命を達成するため、文部科学大臣の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 点検及び評価に関する規則は別に定める。

3 点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2条の3 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第2章 組 織

第3条 本学の学部学科及び定員は次のとおりとする。

（学部名）	（学科名）	（入学定員）（収容定員）	
政治経済学部	政治経済学科	100名	400名
	コミュニティ政策学科	80名	320名
人文学部	欧米文化学科	80名	320名
	日本文化学科	80名	320名
人間福祉学部	児童学科	100名	400名
	こども心理学科	80名	320名
	人間福祉学科	80名	320名

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

第3条の3 本学に聖学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）を置く。

2 研究所に関する規則は別に定める。

第4条 本学に聖学院大学総合図書館（以下「図書館」という。）を置く。

2 図書館に関する規則は別に定める。

第3章 教職員組織

第5条 本学に次の教職員を置く。

- (1) 学長、大学チャプレン、学部長、学部チャプレン
- (2) 教授、准教授、講師、助教、助手
- (3) 事務職員その他必要な職員

2 学長は本学運営にかかわる一般の事項を運営委員会の補佐を得て掌り、所属教職員を統督し、本学を代表する。運営委員会の組織その他必要な事項については、別に定める。

3 大学チャプレン及び学部チャプレンは、設立の理念に基づいて本学の礼拝、式典並びに教職員及び学生の宗教活動を掌る。

4 学部長は学長を補佐し、所属学部を管理しその学事に関する運営を掌る。

5 教職員の組織、事務分掌その他必要な事項は、別に定める。

第4章 教授会

第6条 本学に大学教授会と学部教授会を置く。

- 2 大学教授会は、学長、大学チャプレン、学部長、基礎総合教育部長、学部チャプレン及び専任の教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合には准教授、講師、助教その他の教職員を加えることができる。
- 3 学長は、大学教授会を招集し、その議長となる。
- 4 学部教授会は、学部長、学部チャプレン及び学部所属の教授をもって組織する。ただし、学部長が必要と認める場合には准教授、講師、助教その他の教職員を加えることができる。
- 5 学部長は、学部教授会を招集し、その議長となる。
- 6 学長及び大学チャプレンは、学部教授会に出席することができる。
- 7 大学教授会及び学部教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 大学教授会は次の事項を審議する。ただし、第3号及び第4号の事項についてはその決定について理事会の承認を必要とする。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学生の賞罰及び除籍に関する事項
- (3) 学則、その他重要な学内諸規則等に関する事項
- (4) 全学部にかかわる教員人事及び研究所の教員人事に関する事項
- (5) 全学部にかかわる教育課程その他重要事項
- (6) その他学長が必要と認める事項

第7条の2 学部教授会は次の事項を審議する。ただし、第1号の事項についてはその決定について、理事会の承認を必要とする。

- (1) 学部の教員の人事に関する事項
- (2) 学部の教育課程に関する事項
- (3) 学部の学生の退学、休学、復学、転学、留学等に関する事項
- (4) 学部内試験に関する事項
- (5) その他学部長が必要と認める事項

第5章 学年、学期及び休業日

第8条 学年は4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条の2 本学の創立記念日を10月31日（宗教改革記念日）とする。

第9条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで
秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は必要がある場合、春学期、秋学期の期間を変更することができる。

第10条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) クリスマス 12月25日
- (4) 夏期、冬期及び春期休業については、別に定める。

- 2 前項第4号の休業日は変更することがある。また学長は必要がある場合、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 3 教育上必要があり、やむを得ない事情があったときは、休業日に授業（集中講義、実習等を含む。）を行うことがある。

第6章 修業年限及び在学年限

第11条 学部の修業年限は4年とする。

第12条 在学年限は休学期間を除き8年とする。

- 2 再入学者は再入学前の年数を加えて 8 年を超えることができない。
- 3 第18条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 7 章 入 学

第13条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、再入学及び転入学、または教育上適当と認めたときは、大学教授会の議を経て、入学の時期を学期の初めとすることができる。

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (6) その他本学において、相当の年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第15条 本学への入学志願者は、入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて指定の期日までに本学に提出しなければならない。

第16条 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

第17条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は、保証人連署の誓約書、住民票抄本、その他本学が必要とする書類とともに、入学金及び所定の学費を添えて、指定の期日までに入学手続きをしなければならない。

- 2 学長は入学手続きを完了した者に対し、大学教授会の議を経て入学を許可する。

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所、又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上で、かつ修了に必要な総授業時数が1,700時間以上のものであること）を修了した者
- (4) 外国の大学において前各号に準じる課程を修了した者

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、大学教授会の議を経て学長が決定する。

第18条の 2 本学を退学した者（除籍を含む。）で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する規程は別に定める。

第19条 第17条に規定する保証人は、満25歳以上の独立の生計をたてる者であって、学生在学中にかかる一切の事項につきその責を負うものとする。

- 2 保証人が本学において不適当と認められたときは、その変更を命ずることができる。
- 3 保証人が死亡し又はその他の理由で、第 1 項に定める責を負うことができなくなったときは、新たに保証人を定め届け出なければならない。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

第20条 授業科目を分けて、基礎科目、教養科目、専門科目及び総合科目とする。

第20条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学教授会又は学部教授会は、教育上有益と認めたときは、前項の授業を、多様なメディアを高度に利

用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第20条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第21条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表第Ⅰのとおりとする。

2 (削除)

第22条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等にかかわる授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第22条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、学部教授会の定めるところにより、単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

第23条 履修した授業科目の成績評価は、原則として、試験（試験に代わるレポートを含む。）により行う。

第24条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、D、Xの6段階をもって評価し、S、A、B、Cを合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の授業科目については、試験の成績をN（合格）又はD（不合格）で評価することができる。

第24条の2 1年間の授業を行う期間は、補講・試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第25条の2 教育上有益と認めたときは、他学部又は他学科との協議に基づき、学生に当該他学部又は他学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目により修得した単位については、当該学部の教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

第26条 教育上有益と認めたときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目により修得した単位については、大学教授会又は学部教授会の議を経て、30単位を限度として卒業要件となる単位として認めることができる。

第26条の2 教育上有益と認めたときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目履修により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学部教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

2 教育上有益と認めたときは、学生が本学に入学する前に又は入学後に行う文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部教授会の議を経て、卒業要件となる単位として認めることができる。

3 前2項により修得したものとみなし又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなし、卒業要件となる単位として認める単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第9章 休学、転学、転部、転科、留学及び退学

第27条 疾病その他やむを得ない理由により、引き続き3ヶ月以上修学が困難な者は、その理由を記し、保証人連署のうえ休学を願いでることができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学部長が学部教授会の議を経て休学を命ずることができる。

第28条 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

2 休学期間は通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に算入しない。

第29条 休学期間にその理由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

第30条 他の大学への入学又は転学を志願しようとする者は、学部長の許可を受けなければならない。

第30条の2 本学の他の学部へ移ろうとする者又は同一学部で所属の学科を変更しようとする者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、当該学部教授会の議を経て相当年次に転部又は転科を許可することができる。

第31条 外国の大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

第32条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署のうえ願出しなければならない。

第33条 次の各号の一に該当する者は、大学教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 正当な理由がなく所定の期日までに学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に規定する在学年限を超えた者
- (3) 第28条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

第10章 卒業、学位、課程認定及び資格

第34条 本学に4年(第18条第1項により入学した者については、同条第2項に定められた在学すべき年数)以上在学し、別表第Ⅱに定める卒業に必要な授業科目及び単位数を修得した者については、大学教授会の議を経て学長が卒業を認定し卒業証書学位記を授与する。

2 前条に定める卒業に必要な要件を充足し、かつ本学の別に定める他学科の副専攻科目を履修し必要な授業科目および単位数を修得した者については、大学教授会の議を経て学長が副専攻修了証を授与する。

第35条 卒業した者は、次の学士の学位を授与する。

政治経済学部	政治経済学科	学士（政治経済学）
	コミュニティ政策学科	学士（コミュニティ政策学）
人文学部	欧米文化学科	学士（欧米文化学）
	日本文化学科	学士（日本文化学）
人間福祉学部	児童学科	学士（児童学）
	こども心理学科	学士（心理・健康保健学）
	人間福祉学科	学士（人間福祉学）

第35条の2 政治経済学部政治経済学科及びコミュニティ政策学科、人文学部欧米文化学科及び日本文化学科、並びに人間福祉学部児童学科、こども心理学科、及び人間福祉学科の者が教育職員免許状を取得しようとするときは、教育職員免許法第5条の規定に従って、本大学の別に定める教科及び教職に関する専門教育科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状取得に必要な授業科目及びその単位数は、次のとおりとする。

- (1) 政治経済学部政治経済学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ政治経済学部政治経済学科専門科目のとおりとする。

- (2) 政治経済学部コミュニティ政策学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 政治経済学部コミュニティ政策学科専門科目のとおりとする。
 - (3) 人文学部欧米文化学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人文学部欧米文化学科専門科目のとおりとする。
 - (4) 人文学部日本文化学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人文学部日本文化学科専門科目のとおりとする。
 - (5) 人間福祉学部児童学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人間福祉学部児童学科専門科目のとおりとする。
 - (6) 人間福祉学部こども心理学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人間福祉学部こども心理学科専門科目のとおりとする。
 - (7) 人間福祉学部人間福祉学科の授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人間福祉学部人間福祉学科専門科目のとおりとする。
- 3 中学校及び高等学校教育職員免許状を取得しようとする者は、別表第Ⅰの2に定めるところに従い、教育職員免許法及び同法施行規則により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。
- 4 第2項及び前項に定める科目、単位を修得した者は、次の教育職員免許状を取得することができる。

- (1) 政治経済学部政治経済学科
 - 中学校教諭一種免許状（社会）
 - 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
 - 高等学校教諭一種免許状（公民）
- (2) 政治経済学部コミュニティ政策学科
 - 中学校教諭一種免許状（社会）
 - 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
 - 高等学校教諭一種免許状（公民）
 - 高等学校教諭一種免許状（情報）
- (3) 人文学部欧米文化学科
 - 中学校教諭一種免許状（英語）
 - 高等学校教諭一種免許状（英語）
- (4) 人文学部日本文化学科
 - 中学校教諭一種免許状（国語）
 - 高等学校教諭一種免許状（国語）
- (5) 人間福祉学部児童学科
 - 小学校教諭一種免許状
 - 幼稚園教諭一種免許状
- (6) 人間福祉学部こども心理学科
 - 中学校教諭一種免許状（保健）
 - 高等学校教諭一種免許状（保健）
 - 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）
- (7) 人間福祉学部人間福祉学科
 - 高等学校教諭一種免許状（福祉）

第35条の3 人間福祉学部児童学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行令第13条の規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 保育士資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰ 人間福祉学部児童学科専門科目のとおりとする。

3 保育士資格を取得しようとする者は、別表第Ⅰの4 保育士資格に関する科目に定めるところに従い、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。

第35条の4 図書館司書の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ図書館法施行規則第4条の規定に従って本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

い。

2 図書館司書資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの5図書館司書に関する科目のとおりとする。

第35条の5 学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ学校図書館司書教諭講習規程第2条及び第3条の規定に従って必要とされる科目、単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格取得を希望する者は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教育職員免許状を取得した者又は取得見込みの者でなければならない。

3 学校図書館司書教諭に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの5学校図書館司書教諭に関する科目のとおりとする。

第35条の6 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、別表第Ⅱに定める卒業単位を充足し、かつ社会教育法第9条の4第3号及び社会教育主事講習等規程第11条に従って必要とされる科目、単位を修得しなければならない。

2 社会教育主事資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの6社会教育主事資格に関する科目のとおりとする。

第35条の7 人間福祉学部人間福祉学科において、社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は社会福祉士及び介護福祉士法等に定める規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 社会福祉士国家試験の受験資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの7社会福祉士国家試験受験資格に係る指定科目のとおりとする。

3 社会福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく社会福祉に関する科目のうち実習演習科目（社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年文部科学省令・厚生労働省令第3号）第4条に規定された実習演習科目をいう。）について、別に定めるところに従い、社会福祉士及び介護福祉士法等により必要とされる科目及び単位数を修得しなければならない。

第35条の8 人間福祉学部人間福祉学科において、精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は精神保健福祉士法に定める規定に従って、本大学の別に定める科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 精神保健福祉士国家試験の受験資格に関する授業科目及びその単位数は、別表第Ⅰの8精神保健福祉士国家試験受験資格に係る指定科目のとおりとする。

3 精神保健福祉士国家試験の受験資格を得ようとする者は、精神保健福祉士法第7条第1号に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目のうち実習演習科目（精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年度文部科学省令・厚生労働省令第3号）第1条に規定された実習演習科目をいう。）について、別に定めるところに従い、精神保健福祉士法により必要とされる科目及び単位数を取得しなければならない。

第11章 賞 罰

第36条 学生として本学の建学の精神にたらし表彰に値する行為があった者は、大学教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

第37条 学生として本学の建学の精神にもとり、諸規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、大学教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学業に意欲を欠き成績不良で成業の見込みがない者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第37条の2 停学期間は、第11条並びに第12条に定める修業年限、在学年限に参入する。

第12章 厚生施設

第38条 本学教職員、学生のために厚生施設を置くことができる。

第13章 研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生

第39条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

第40条 本学において特定の授業科目を受講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として入学を許可することができる。

第40条の2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することができる。

第41条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として入学を許可することができる。

第42条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第21条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第43条 研究生、科目等履修生、聴講生及び特別聴講生に関する規則は、別に定める。

2 外国人留学生については、別に定める。

第14章 検定料、入学金及び学費

第44条 検定料、入学金及び授業料その他の諸費（以下「学費」という。）は、別表Ⅲのとおりとする。

2 前項に定める学費以外に必要なその他の費用は、別に徴収する。

第45条 学費は、年額の2分の1ずつ春学期、秋学期の2期に分け、本学が指定する期間内に納付しなければならない。

第46条 学生に特別の事情がある場合は、審査のうえ月割分納を許可することができる。ただし、最短修業年限超過者は対象としない。

2 前項の月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、大学が指定する日までにこれを納付しなければならない。

3 学費を前項の納期から相当期間を経過して納付しない者は除籍する。ただし、卒業年次生にあっては卒業予定月の前月末までに卒業予定月分と合わせて納付しなければならない。

第47条 休学した者の学費は、休学が学期途中からであったときは、当該学期分の全額を納付しなければならない。ただし、休学が全学期にわたったときは、当該学期分の学費を免除とし、別に定める在籍料を納付しなければならない。

2 復学したときは学費の全額を納付しなければならない。

第48条 学年の途中で卒業する見込みの者の学費については別に定める。

第49条 学期の途中で退学、又は除籍された者は、当該学期分の学費を納付しなければならない。

第50条 停学を命じられた者の当該学期分の学費は、全額徴収する。

第51条 研究生、科目等履修生及び特別聴講生の検定料、入学金、学費については別に定める。

第52条 納付した検定料、入学金、学費は返付しない。

第15章 公開講座

第53条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

附 則

この学則は、文部省の認可の日（昭和62年12月23日）から施行する。

附 則

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1990年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1991年4月1日から施行する。ただし、入学検定料は第44条にかかわらず当該年度の入学志願者より適用する。

附 則

この学則は、1992年4月1日から施行する。ただし、35条の規定は3月1日から施行する。

附 則

この学則は、1993年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、1996年4月1日から施行する。

2. この学則施行の際、現に本学に在学している者に係る教育課程及び卒業の要件は、この学則による改正後の聖学院大学学則第20条及び第34条に関わる別表第Ⅱの規定にかかわらず、改正前の規定による。

附 則

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行し、1998年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1999年4月26日から施行する。

附 則

この学則は、文部大臣の認可の日（平成11年10月22日）から施行し、2000年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、2001年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2002年4月22日から施行する。

附 則

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、2011年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2010年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2012年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2011年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

1. この学則は、2013年4月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず2012年度以前の入学生については、なお従前の例による。